

第3章 監査の結果及び意見（総論）

第1. 全般的な指摘、意見及び提言

1. （指摘1）赤字決算について【法令違反】

土木建築部が所管する下記の特別会計の2会計において歳入見込額の過誤があったこと、また決算額と現金残高との照合を行わなかったことにより、令和4年度の決算で合計1,189千円のマイナスとなっていることを見落としたことで、決算が赤字状態となり、地方自治法の規定に反していることとなっている。

（赤字決算が発生した特別会計）

NO.	特別会計名	影響金額
5	宜野湾港整備事業特別会計	△544千円
6	中城湾港（新港地区）整備事業特別会計	△645千円

今回の事案に関連する法令等は、下記の通りである。

事案に関する法令等関係規定その他の基準

① 地方自治法第208条第2項

各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない。

② 地方自治法施行令第166条第2項

会計年度経過後にいたって歳入が歳出に不足するときは、翌年度の歳入を繰り上げてこれに充てることができる。この場合においては、そのために必要な額を翌年度の歳入歳出予算に編入しなければならない。

③ 地方財政法

（地方財政運営の基本）

第二条

地方公共団体は、その財政の健全な運営に努め、いやしくも国の政策に反し、又は国の財政若しくは他の地方公共団体の財政に累を及ぼすような施策を行つてはならない。

2 国は、地方財政の自主的な且つ健全な運営を助長することに努め、いやしくもその自律性をそこない、又は地方公共団体に負担を転嫁するような施策を行つてはならない。

（予算の編成）

第三条

地方公共団体は、法令の定めるところに従い、且つ、合理的な基準によりその経費を算定し、これを予算に計上しなければならない。

2 地方公共団体は、あらゆる資料に基いて正確にその財源を捕そくし、且つ、経済の現実に即応してその収入を算定し、これを予算に計上しなければならない。

(予算の執行等)

第四条

地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。

2 地方公共団体の収入は、適実且つ厳正に、これを確保しなければならない。

(公営企業の経営)

第六条

公営企業で政令で定めるものについては、その経理は、特別会計を設けてこれを行い、その経費は、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費及び当該公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、当該企業の経営に伴う収入（第五条の規定による地方債による収入を含む。）をもつてこれに充てなければならない。但し、災害その他特別の事由がある場合において議会の議決を経たときは、一般会計又は他の特別会計からの繰入による収入をもつてこれに充てることができる。

(下線は監査人による。)

当該事案の「発生の経緯」及び「事案発生の要因に関する見解」、「再発防止策」等については、「第3章 第3. 監査結果の詳細」の「5. 宜野湾港整備事業特別会計」及び「6. 中城湾港（新港地区）整備事業特別会計」の「(7) 監査の結果及び意見」を参照されたいが、今回の事案の概要及び問題点、改善案についての概略や見解は、下記の通りである。

(事案の概要)

「一般会計からの繰入金」を算出するため、財務会計システムとは別で Excel(エクセル)により、歳入歳出の管理を行っていた。しかし、「Excel で集計した収入済額の合計額」に、数式誤りや「更正済額」を反映するのを見落としのため、結果として単純な事務手続きの誤りにより、法令違反までに至っている。

(問題点)

端的に言えば、「Excel にて集計した収入済額」と「財務会計システムの収入済額」を照合し、合計の一致のチェックを行えば防げた事務手続き上の誤りである。

特に、担当者は一人で、本特別会計を含む4特別会計の収支管理を一人で担当されていた。また、他に議会对応や特別会計の経営健全化等の業務も兼ねて、その中での事務

手続き誤りのため、担当者のみ責任を押し付けるべきではない。これだけ業務量が多いと、多少なりとミスが起こりえると思われる。ただ、ミスが生じてそのミスを防止・発見するために、内部統制が設けられており、その内部統制で発見されなかったことが重要な問題であると思慮される。

今回の各段階のチェック体制について、具体的にどの担当者がどの項目についてチェックすることが求められていたのか、合計金額の確認はチェック項目に含まれていたのか等確認したところ、具体的なチェックリストすら整備されていなかった。このことから、担当者任せのチェックだったことが伺える。これでは内部統制が適切に整備されているとは言えず、さらに整備されていない内部統制が有効に機能するはずが無く、名ばかりの内部統制と言わざるを得ない。

(改善案)

地方自治法の一部改正により、令和2年4月から都道府県に内部統制制度の導入が義務付けられているが、今回のように内部統制が形だけのものになっていないか、改めて、内部統制の整備状況及び運用状況について、調査及び検証が求められる。

現在作成されている「再発防止策」に沿って、内部統制の整備状況の早期改善を図る必要がある、かつ、今回整備された内部統制が有効に機能しているかの検証も実施する必要がある。

併せて、今般、非常に多くの事務手続きのミスが相次いで発生していることを受け、現場担当者の業務量が負担過多になっていないか又は内部統制が適切に整備されていないか若しくは有効に機能していないか懸念されるため、適切な人員配置及び内部統制の適切な整備運用に努めていただきたい。

2. (指摘2) 産業廃棄物処理法違反【法令違反】

「中城湾港マリン・タウン特別会計」において、A社に対し、中城湾港西原・与那原地区住宅用地Bブロック不法投棄物撤去作業の委託を行っている。同委託作業には産業廃棄物の処理が含まれているが、法令に従った事務処理手続きが行われていない。本件の港湾課の考えとして、沖縄県は「排出事業者」にあたらぬとして、収集運搬業者、処分業者と法令の定める内容を記載した委託契約を締結していない。本件は沖縄県が、県の予算を執行して産業廃棄物の運搬、処理を委託するのであるから、県が排出事業者には該当しないと解し難く、県に違法性が認められる可能性が高い。

これまでも、法令の定める委任契約を締結せず、同様の産業廃棄物処理を行っていたようである。

以上より、産業廃棄物の運搬、処理を伴う事業を委託する場合、沖縄県が排出業者にあたるかどうかは関係機関に確認し、排出業者にあたる場合には、法令の定める内容を

記載した委託契約書を締結しなければならない。

NO.	特別会計名	区分		発見事項
7	中城湾港マリン・タウン特別会計	各論 7-1	指摘1	産業廃棄物の運搬、処理を伴う事業の委託について（産業廃棄物処理法違反）
			指摘2	産業廃棄物管理票（いわゆる「マニフェスト」）の交付をしていない（産業廃棄物処理法違反）
			指摘3	産業廃棄物収集運搬業者の許可を得ていない業者への運搬委託について（産業廃棄物処理法違反）

3.（意見1）独立採算制の確保及び自主財源確保に努めるべき

特別会計の独立採算制確保の観点から、使用料の見直し等が必要な特別会計として、下記の通り確認された。最低限、事業としてのサービスの提供を将来にわたって安定的に継続していくためには、独立採算制を確保する必要がある。

また沖縄県は、前段の財務分析から自主財源の割合が低く、依存財源に頼った財政運営となっているため、自主財源の確保が重要な課題である。さらに、使用料及び手数料など行政サービスに係る受益者負担割合も年々減少傾向にあることから、使用料等の収入を見直す必要があり、今回確認された事項以外にも、収入の見直しを行い、自主財源確保に努めていただきたい。

NO.	特別会計	区分		発見事項
1	中央卸売市場事業特別会計	総論	指摘1	独立採算制の確保
		各論 1-1	意見1	計画的・戦略的な使用料及び手数料の設定や仕組み
2	中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計	総論	意見1	今後の事業の方向性と採算性確保について
		各論 2-1	意見1	警備費用について
4	駐車場事業特別会計	総論	意見5	事業としての採算制確保
5	宜野湾港整備事業特別会計	総論	指摘3	当会計の採算性と受益者負担（使用料収入）の適正化について
		総論	指摘4	使用料収入の見直しについて（独立採算制

				の確保)
		各論 5-2	意見 1	受益者負担の適正化
6	中城湾港（新港地区）整備事業特別会計	総論	指摘 3	使用料収入の見直し
7	中城湾港マリン・タウン特別会計	総論	指摘 1	使用料収入の見直し

特に、「NO.1 中央卸売市場事業特別会計」及び「NO.5 宜野湾港整備事業特別会計」、「NO.7 中城湾港マリン・タウン特別会計」について、早急に改善する必要がある。

「NO.1 中央卸売市場事業特別会計」では、将来の収支計画について、「一般会計からの繰入金」ありきとなっており、特段、期限の定めなく今後も永続的に繰入予定の計画となっている。このままだと、仮に「一般会計からの繰入金」が無くなると、事業の存続危機に陥ってしまうおそれがある。このため事業として将来にわたって、サービスを提供していくためには、独立採算性の確保は必須事項である。

「NO.5 宜野湾港整備事業特別会計」及び「NO.7 中城湾港マリン・タウン特別会計」では、宜野湾港マリーナ及び中城湾港マリン・タウン内での使用料収入として、主にプレジャーボートやクルーザー等の置場使用料がある。利用者のほとんどが県外の方々であり、クルーザー等は高額の代物で富裕層が保有しているケースが多いと考えられるにも関わらず、特に、宜野湾港マリーナにおける使用料収入については、直近の値上げから約 20 年間価格改定が行われていない。これまで使用料の見直しを行っていない理由としては、老朽化の激しい施設の修繕等を計画的に実施した上で使用料改定を行うことで、利用者からの理解を得られやすいとの考えから行われていないようだが、これは利用者目線であり、税金を納付している住民の目線は全く考慮されていない。また設備の修繕等に関係なく、最低限、採算性の確保は、早期に図る必要があると思われる。一方で、富裕層が来沖することで、観光業等への波及的な経済的効果、貢献の一環として、使用料収入を安くしている考えもあるかもしれないが、「1人当たり県民所得」が全国最下位である沖縄県で、主に富裕層向けのサービスに対し、過去から採算度外視で何十年も、何十億もの県民の税金がつぎ込まれ続けているのは、一県民として非常に納得し難い。早急に独立採算性確保を図る必要がある。

4.（意見2）指定管理者からの実績報告に係るチェック体制の整備について

沖縄県では、県が設置した公の施設（公園、体育館、博物館など）の管理を、県が指

定するもの（法人その他の団体）に行わせることができる「指定管理者制度」が導入されている。その目的は、多様化する住民ニーズにより効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上と経費の削減等を図ることとしている。

沖縄県では、指定管理者制度の趣旨を踏まえ、指定管理者導入に関する基本方針や選定手続き等、基本的な考え方等を定めた「公の施設の指定管理者制度に関する運用方針」を策定し、指定管理者制度の適切な運用に努めている。また、指定管理者制度を導入した施設に関して、適正かつ確実なサービスが提供されているかを確認するため「モニタリング」を実施し、指定管理者による適正な管理運営、更なるサービスの向上に努めている。

今回、指定管理者制度が導入されている案件について取引内容を確認したところ、下記の案件について、指定管理者からの不適切な実績報告書が確認された。また、チェックする側の県も、指定管理者からの実績報告書をそのまま鵜呑みにせず、妥当な実績報告かどうか検証し、適切な実績報告書を要求すべきであった。

特に、今回発見された事項には、内部取引が含まれて報告されているケースがあり、これについて認めてしまうと指定管理者の恣意性が介入し、実績が過大になる恐れや二重利得を収受する恐れがある等から、内部取引については排除する必要があり、県側のチェックも杜撰であったと言わざるを得ないため、改めてチェック体制を見直す必要がある。

NO.	特別会計	区分		発見事項
		総論	指摘	
3	国際物流拠点 産業集積地域 那覇地区特別 会計	総論	指摘 1	指定管理者の実績報告書について
		総論	意見 1	指定管理会社内部間の取引の取り扱いについて
5	宜野湾港整備 事業特別会計	総論	意見 2	指定管理者からの実績報告書について
7	中城湾港マリ ン・タウン特別 会計	総論	意見 1	指定管理者からの実績報告書について

5.（意見3）特別会計の成果指標の設定について

令和5年3月に公表された「新沖縄県行政運営プログラム」によれば、「特別会計事業の適正な運営」への取り組み及び具体的な内容、成果指標について、下記の通り示されている。

□ 新沖縄県行政運営プログラム（一部抜粋）

【方針2-1】

項目番号 15

収支のバランスがとれた財政マネジメント		SDGsの ゴール・ 目標	16 PEOPLE INTEGRITY	行政管理課 関係各課
実施項目名	特別会計事業の適正な運営			
主な課題	特別会計事業によるサービスの提供を将来にわたって安定的に継続していくため、「経営戦略」の改定等に取り組む必要があります。			
取組内容	地方財政法に規定する公営企業に位置付けられる特別会計については、中長期的な基本計画である「経営戦略」の定期的な見直し・公表を行うことで、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を実現します。 また、公営企業に位置付けられていない特別会計についても、財政状況の中期見通しを改定・公表し、運営適正化に向けた取組の方向性を明確にします。			
取組による効果	「経営戦略」や「中期見通し」を改定・公表することにより、経営状況の的確な把握・見える化が推進され、計画的かつ合理的な経営を行い収支の改善等を通じた経営基盤の強化等に努めることで、将来にわたって安定的に事業を継続することができます。			
県民から見た行政運営の変化（実施項目の目標）	特別会計事業の説明責任や透明性の向上と提供されるサービスの改善が図られることにより、県民の利便性の向上につながります。			

■具体的な取組

取組項目	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	達成目標
1 「経営戦略」の改定・公表					→	計画的かつ合理的な経営による経営基盤の強化
活動指標		改定及び公表 3会計	改定及び公表 2会計	改定及び公表 2会計		
	令和7年度までに「経営戦略」を改定し、公表 【対象となる特別会計（改定予定年月）】 ・中央卸売市場事業特別会計（R8.3） ・中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計（R7.3） ・国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計（R7.3） ・駐車場事業特別会計（R8.3） ・宜野湾港整備事業特別会計（R6.3） ・中城湾港（新港地区）整備事業特別会計（R6.3） ・中城湾港マリノ・タウン特別会計（R6.3）					
2 「中期見通し」の改定・公表					→	計画的かつ合理的な経営による経営基盤の強化
活動指標		改定及び公表 4会計	改定及び公表 3会計	改定及び公表 1会計	改定及び公表 3会計	
	現行の「中期見通し」が終了するまでに「中期見通し」を改定し、公表 【対象となる特別会計（改定予定年月）】 ・所有者不明土地管理特別会計（R8.3） ・母子父子寡婦福祉資金特別会計（R6.3、R9.3） ・林業・木材産業改善資金特別会計（R7.3） ・沿岸漁業改善資金特別会計（R7.3） ・産業振興基金特別会計（R6.3、R9.3） ・中小企業振興資金特別会計（R7.3） ・中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計（R6.3） ・下地島空港特別会計（R6.3、R9.3）					

■ 成果指標

成果指標名	基準値 (R3又はR4)	年度ごとの目標値			
		R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
1 実質収支が黒字の特別会計の比率	100% (R3実績)	100%	100%	100%	100%

【参考】これまでの主な取組

「経営戦略」や「中期見通し」の策定及び公表を行うとともに、効果的・効率的な管理運営等、特別会計の運営適正化に取り組んできた。

「特別会計事業の適正な運営」としての成果指標として、「実質収支が黒字の特別会計の比率」の目標値を100%に設定されている。当該成果指標に設定された理由について、県の担当者へ確認したところ、「新沖縄県行政運営プログラム」の「特別会計事業の適正な運営」では、県民へ経営状況の説明責任を果たすとともに、提供されるサービスが向上することを目指しております。当該成果指標を設定した理由は、特別会計の経営状況を端的に表す指標として適当であると考えたからです。」との回答であった。ただ、「実質収支」の収入には、「一般会計からの繰入金」が含まれており、仮に実質収支が100%以下になる場合には、一般会計から資金を調達することで、実質収支を100%にすることが可能となるため、「特別会計事業の適正な運営」という目標に照らした場合に、成果指標が形式的になっている印象を受ける。

このため、「主な課題」の「特別会計事業によるサービスの提供を将来にわたって安定的に継続していくため、「経営戦略」の改定等に取り組む必要があります。」の記載の通り、継続的に一般会計からの繰入金に頼ることは事業安定化の観点から厳しいため、例えば、将来にわたって安定的に継続するためには、歳出の削減、独立採算性の確保等実質的な改善を図る必要があると思われるため、より実質的な改善を図ったことが確認できる成果指標を設定されることが望ましい。

具体的な内容としては、採算性確保が図れているかどうかを示す「損益が黒字となっているかどうか」又は、歳出削減の観点から「予算と実績を比較し、予算を超過している歳出はないか」を成果指標に設定されてどうか。改めて、成果指標について検討していただきたい。

また個々の特別会計において、下記の通り事業の成果指標を設定していないケースが確認された。『事業の効果測定』や『事業実施上の課題抽出・次年度以降の改善』といった、いわゆるPDCAサイクルを適切に実施するためには、適切な成果指標項目を設定した上で、成果指標項目に関する計画数値の達成度を測定し、計画未達成の場合には原因分析を実施することが必要である。

NO.	特別会計	区分		発見事項
1	中央卸売市場事業特別会計	総論	意見 1	事業として目標・成果指標の設定 (KPI) がされていない
5	宜野湾港整備事業特別会計	総論	意見 4	事業の成果指標が設定されていない
6	中城湾港（新港地区）整備事業特別会計	総論	意見 3	事業の成果指標が設定されていない
7	中城湾港マリン・タウン特別会計	総論	意見 3	事業の成果指標が設定されていない
10	林業・木材産業改善資金特別会計	総論	意見 2	事業の成果指標が設定されていない
11	沿岸漁業改善資金特別会計	総論	意見 1	事業の成果指標が設定されていない
12	産業振興基金特別会計	総論	意見 1	事業全体の成果指標が設定されていない
13	中小企業振興資金特別会計	総論	意見 1	事業全体の成果指標について改善の余地がある
15	下地島空港特別会計	総論	指摘 1	費用対効果を考慮した事業目標及び中期事業計画の設定について

6. (意見 4) 特別会計の事業の見直しについて

各特別会計において、「一般会計からの繰入金」ありきの収支計画となっている事業や過去からの貸付実績がほとんど無い事業等、今後事業の見直しが必要とされる特別会計について、下記の通り確認された。

NO.	特別会計	区分		発見事項
1	中央卸売市場事業特別会計	総論	指摘 1	独立採算制の確保
8	所有者不明土地管理特別会計	各論 8-1	意見 1	所有者への返還以外の解決策についても検討すべき
10	林業・木材産業改善資金特別会計	総論	指摘 1	事業の必要性の検討及び事務作業の効率化について

	計	各論 10-1	指摘 1	本事業の見直しについて
11	沿岸漁業改善資金特別会計	総論	意見 2	適切な事業規模及び事業の必要性について
13	中小企業振興資金特別会計	総論	意見 2	新規貸付の目標金額について
15	下地島空港特別会計	総論	指摘 1	費用対効果を考慮した事業目標及び中期事業計画の設定について
17	小規模企業者等設備導入資金特別会計	総論	意見 1	適切な事業規模及び事業の必要性について

本事業の必要性について再度検討を行い、事業の継続が必要であるとの結論となった場合であっても、適切な事業規模を改めて検討する必要がある。検討の結果、余剰資金については、国への返納又は一般会計への繰出を実施すべきである。

7. (意見5) 債権の回収管理について

債権の管理簿を確認したところ、過去何十年前からの債権で、ほぼ債権の回収が困難なものが見受けられた。これらは滞納者が休眠状態や解散の状況で、事実上回収の見込みがないものばかりである。過去からの滞留債権が確認された特別会計について、下記の通りである。

NO.	特別会計	区分		発見事項
1	中央卸売市場事業特別会計	総論	意見 2	未収金の回収について
3	国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計	総論	意見 2	未収金の回収管理について
8	所有者不明土地管理特別会計	総論	指摘 1	滞留債権の管理について
9	母子父子寡婦福祉資金特別会計	総論	意見 1	債権の回収管理について
10	林業・木材産業改善資金特別会計	総論	意見 3	債権の回収管理について

11	沿岸漁業改善資金特別会計	総論	指摘 3	返済の無い延滞債権の回収方針が、不明確又は不適切
16	農業改良資金特別会計	各論 16-2	意見 1	不納欠損処理の検討について
17	小規模企業者等設備導入資金特別会計	総論	意見 3	貸付金の回収管理について
		各論 17-1	意見 1	不納欠損処理の検討について
		各論 17-2	意見 1	不納欠損処理の検討について

回収がほぼ不能な債権については、時効援用または債権放棄等により不納欠損処理を進めていく必要があるが、不納欠損金の事務手続きが追い付いていない印象を受ける。債権の回収管理に係る事務負担は、債権残高が残り続けている限り、永続的に回収管理業務は続けられ、担当者が変わっても、また次の担当者へ業務が引き継がれていくため、どこかで時効援用または債権放棄等により不納欠損処理を行わなければ、事務負担は年々増していくことが予想される。引き続き債権消滅に向けた必要な調査、庁内関係課との情報共有や弁護士への法律相談を行い、回収が困難な債権の不納欠損処理を進める必要があるが、各関係部課へ一任するには限界があるため、県全体として取り組みが必要だと思慮される。具体的な対応として、規程類の見直しや横断的な相談窓口の設置が考えられる。

8. (意見6) 貸付事業における事務手続き上の不備等について

(貸付金の事務手続き上の不備等について)

今回の下記の特設会計において、貸付金の事務手続き上の不備等について確認された。

NO.	特別会計	区分		発見事項
8	所有者不明土地管理特別会計	総論	指摘 2	法的措置の検討について
9	母子父子寡婦福祉資金特別会計	各論 9-1	指摘 1	貸付事務取扱要綱に沿った書類の整備について
		各論 9-1	意見 1	適切な審査体制について
10	林業・木材産業改善資金特別会計	各論 10-1	意見 1	不能欠損理由の経緯においても、面談内容を記載することが望ましい

	計			
11	沿岸漁業改善資金特別会計	総論	指摘 1	財産調査を実施していない
		総論	指摘 2	少額返済者に対する延滞債権の回収方針が、不明確又は不適切
		総論	指摘 3	返済の無い延滞債権の回収方針が、不明確又は不適切
		総論	意見 4	貸付時入手資料の整理・保管が不十分
13	中小企業振興資金特別会計	総論	意見 3	損料率の設定について
		総論	意見 5	県が本来支援すべき貸与先及び規程等による貸与先の明確化について
16	農業改良資金特別会計	総論	指摘 1	貸付金の完済までの期間及び連帯保証人への請求について

まず、貸付時の事務手続き上の不備等としては、貸付事務取扱要綱に沿った書類が入手できていない事項や貸付時の入手資料の整理・保管が不十分なため、資料が確認できない契約が存在した。貸付時の書類については、適切に入手し、整理・保管についても適切に実施する必要がある。そもそも貸付時において適切な措置を講じることで、貸倒リスクが低減される場合も考えられることから、貸付時に貸付先の収入がわかる資料や事業計画を入手したり、担保や保証人を付すこと等は、適切に実施する必要がある。また、基準、ルール等が示す目的が抽象的で曖昧であり対象先が広範囲になっている事項も確認され、対象先を明確化し、県と民間金融機関の目的等が重複しないように、県は民間金融機関で支援できない必要最低限の支援に留める必要がある。

次に債権の回収時においては、債権回収マニュアルによれば、一定の条件に該当する場合には、法的措置を行うことが明記されているにも関わらず、現在、精査中との理由により法的措置を不要とする明確な理由が確認できないケースや、完済までの期間が10年を超える貸付金について主債務者が継続して返済を行っていることを理由に連帯保証人への督促を保留している契約が存在した。また、財産調査を実施していないケースも確認された。県は債権管理マニュアルに従い適切に対応を図る必要がある。その他にも、少額返済者に対する延滞債権の回収方針が、不明確又は不適切な事項について、確認された。債権回収マニュアルでは、「完済までの期間は、最長で10年を目処とする。」と定められているにも関わらず、償還計画を作成せず単に少額の返済額を継続しても完済まで10年を超えることから、貸付金の完済可能性について疑念が生じるため、改善する必要がある。

(違約金の調定時期について)

違約金の調定時期については、債権管理マニュアルでは、「原則、元本が完結となっ

た」場合には、調定するよう規定されている。それにも関わらず、調定されていないケースが見受けられた。このまま未調定のままだと、調定されないリスクや事務の取り扱いの公平性が保たれないリスクが存在するため、少なくとも元金完済時点で違約金の調定を検討されたい。

NO.	特別会計	区分		発見事項
		総論	意見	
1	中央卸売市場事業特別会計	総論	意見 3	違約金の調定について
10	林業・木材産業改善資金特別会計	総論	意見 1	違約金の調定時期について
11	沿岸漁業改善資金特別会計	総論	意見 3	違約金の調定時期について
16	農業改良資金特別会計	総論	意見 1	違約金の調定時期について

9. (意見 7) 業務委託時の事務手続適正化について

今回、県からの業務委託時の事務手続きにおいて、下記の特別会計で発見事項が確認された。

NO.	特別会計	区分		発見事項
		各論	意見	
1	中央卸売市場事業特別会計	各論 1-1	意見 2	委託料について
6	中城湾港(新港地区)整備事業特別会計	各論 6-1	意見 3	多様な業者から見積書入手
11	沿岸漁業改善資金特別会計	各論 11-1	意見 1	特命随意契約で委託先を選定した根拠が不十分
12	産業振興基金特別会計	総論	指摘 3	特命随意契約で委託先を選定した根拠が不十分
13	下地島空港特別会計	各論 13-1	意見 1	委託費に含まれる一般管理費相当額の算定方法について
		各論 13-1	意見 2	契約書における反社排除条項の記載について

業務委託にあたり、複数の業者から見積書を入力されているが、見積書を入力された業者先が、毎回同じ業者に偏っているケースや特命随意契約で委託先を選定した根拠が不十分なケースが確認された。また、委託費に含まれる一般管理費相当額について、「令和4年度当初予算見積基準表」による原則的な算定方法ではなく、「航空灯火施設維持工事の積算要領」によって算定されているケースがあり、どちらの規程によって算定されるべきか曖昧な印象を受けたケースが確認された。さらに、契約書における反社排除条項の記載がされていないケースが確認された。

これら業務委託時の事務手続きについて、規程やルールに基づいて手続きを進める必要があり、例外的なケースの場合には、特殊要因が存在する点、実績や実情を踏まえると合理的である点等について、事後的な検証の観点から明確に書類として保管されることが望ましいと思われる。

10. その他事項について

(1) (意見8) 包括外部監査への協力体制について

今回、特別会計をテーマに、各関係部課には通常の業務があるにも関わらず、包括外部監査へご協力頂いたことに大変感謝を申し上げたい。

ただ残念ながら一部の担当課で、例えば、資料依頼から提出までに何か月も時間を要したものと資料提出するにあたり関係部署の確認に時間を要し、報告書作成期限を過ぎからの資料の提出等により資料の精査が行えなかった事項があった。また、監査人が予防的な意味を込めて意見として記載した事項等について、実害が生じていないから記載の必要は無いとの反論や誤解を招く恐れがある等との理由により記載しないよう求められた事項が存在した。

包括外部監査とは、「地方公共団体の組織に属さない外部の専門的な知識を有する者による監査を導入することにより、地方公共団体の監査機能の専門性・独立性の強化を図るとともに、地方公共団体の監査機能に対する住民の信頼を高める。」ことにあり、住民に代わって、地方公共団体の監査を行い、事務執行の信頼性確保を高めることにあると考えられる。だとすれば、監査人は住民に代わって、適切に監査を実施する必要がある。上記のような監査に対する制約があると適切な監査を実施することが困難になるおそれがある。また公金が適切に使用されているかどうかを明確にする使命を担っているため、深度ある適切な監査を行うためには、県との協力体制は必須事項であり、地方自治法でも明記されているため、今後は改善していただきたい。

(外部監査人の監査への協力)

第二百五十二条の三十三 普通地方公共団体が外部監査人の監査を受けるに当たつ

ては、当該普通地方公共団体の議会、長その他の執行機関又は職員は、外部監査人の監査の適正かつ円滑な遂行に協力するよう努めなければならない。

NO.	特別会計	区分		発見事項
		総論	指摘 2	
5	宜野湾港整備事業特別会計	総論	指摘 2	外部監査への協力体制について
6	中城湾港（新港地区）整備事業特別会計	総論	指摘 2	外部監査への協力体制について
7	中城湾港マリン・タウン特別会計	総論	指摘 2	外部監査への協力体制について

(2) (意見 9) ルール整備及び明確化について

下記の特別会計においては、規程やルール等の確認ができなかった。

NO.	特別会計	区分		発見事項
		総論	意見 1	
3	国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計	総論	意見 1	指定管理会社内部間の取引の取り扱いについて

(指定管理会社内部間の取引の取り扱いについて)

指定管理会社内部間の取引（契約）の取り扱いの規程やルール等について確認を求めたところ、現時点で明確な回答が得られなかった。特に、会社内部間の取引については、恣意性が介入し、実績が過大になる恐れがあるため、明確な規程やルール等の整備を行う必要がある。

指定管理者制度に関する運用方針によれば、「管理運営経費は、原則として、過去数年の実績の平均額を見積もるものとする。」とされており、仮に、会社内部間の取引に利益が含まれている場合には、指定管理業務による利得と会社内部間の取引による利得、二重に利得を獲得する恐れがあるため、規程類等の整備について、早急に対応する必要がある。

NO.	特別会計	区分		発見事項
18	公債管理特別会計	総論	意見 1	繰上償還のルール整備
4	駐車場事業特別会計	総論	意見 2	歳入の繰越金について
13	中小企業振興資金特別会計	総論	意見 4	歳入の繰越金について
17	小規模企業者等設備導入資金特別会計	総論	意見 2	歳入の繰越金について
1	中央卸売市場事業特別会計	各論 1-2	意見 1	不用額について
3	国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計	各論 3-1	意見 1	不用額について
4	駐車場事業特別会計	各論 4-2	意見 1	不用額について
5	宜野湾港整備事業特別会計	各論 5-1	意見 1	不用額について

(効率的な資金運用の観点から)

繰上償還のルール整備について

繰越金として普通預金で眠らせていて、将来の大型投資の計画の無い資金について、内部留保されているケースが見受けられる。財政課でも検討されている旨の話は伺ったが、現状、多額の繰越金が生じた場合での繰上償還等のルールが整備されていない。

効率的な資金運用の観点及び各所管の共有認識を高めるためにもルールの整備が望ましい。

多額の繰越金について

特別会計の繰越金については、「概算要求基準」中に「過去の決算状況や事業規模に応じ、適正な歳出を見積もった上で、活用が見込まれない繰越金を一般会計に繰出すこと」とあるが、例えば、一定金額に達した場合には、一般会計へ繰出を行う等、より具体的な判断の基準等は確認できなかった。

仮に、多額の繰越金が生じている場合で、かつ投資計画が無い場合には、特別会計から一般会計への繰出等を行い、一般会計で他事業に振り向け、資金を活用された方が資金の有効活用が図られると思われる。

併せて、特別会計から一般会計への繰出を行った場合には、その後、特別会計への繰入金処理もスムーズにできるようにする等、特別会計の繰越金(余剰金)の効率的かつ効果的な資金を運用するために、取り扱いの規程・ルール等を明確にすることが必要であると思われる。

不用額について

不用額は、予算が割かれ確保されたにも拘わらず、有効活用されなかった額であるとも言え、他に向けられれば、1年間の間に有効に活用されたはずの額であることから、不用額が発生した原因分析と出来る限り不用額が発生しない対策、ルール等の整備、今後の予算・執行に活かし、効率的な資金運用が望まれる。

(3) (意見10) 不法占有の土地について

現在、無断で占有され使用されていると思われる土地が、20筆程度あることが確認された。早急に占有者を特定し、賃貸契約等を行う必要がある。またこれらは一部の土地の調査結果に過ぎないため、引き続き、全ての無断占使用土地の実態調査が望まれる。

NO.	特別会計	区分	発見事項
8	所有者不明土地管理特別会計	総論 指摘3	無断で占有されている土地について

第2. 各特別会計の監査結果まとめ

総論における各特別会計の発見事項については、下記の表の通りである。各論については、第4章を参照されたい。

今回の包括外部監査において発見された事項の総数は、指摘28個（総論21個、各論7個）、意見73個（総論47個、各論26個）で、合計101個（総論68個、各論33個）となった。

<実施結果一覧（総論）>

NO	特別会計の名称	区分	発見事項
1	中央卸売市場事業特別会計	指摘1	独立採算制の確保
		意見1	事業として目標・成果指標の設定(KPI)がされていない
		意見2	未収金の回収について
		意見3	違約金の調定について
2	中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計	意見1	今後の事業の方向性と採算性確保について

3	国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計	指摘 1	指定管理者の実績報告書について
		意見 1	指定管理会社内部間の取引の取り扱いについて
		意見 2	未収金の回収管理について
4	駐車場事業特別会計	意見 1	PFOS を含む泡消火薬剤等について
		意見 2	歳入の繰越金について
		意見 3	資本的支出の判断判定について
		意見 4	固定資産の登録について
		意見 5	事業としての採算制確保
		意見 6	消費税の修正申告について
		意見 7	駐車場代金の回収業務について
5	宜野湾港整備事業特別会計	指摘 1	赤字決算について
		指摘 2	外部監査への協力体制について
		指摘 3	当会計の採算性と受益者負担(使用料収入)の適正化について
		指摘 4	使用料収入の見直しについて(独立採算制の確保)
		意見 1	歳入状況・財源充当表(宜野湾) Excel データについて
		意見 2	指定管理者からの実績報告書について
		意見 3	人員配置について
		意見 4	事業の成果指標が設定されていない
6	中城湾港(新港地区)整備事業特別会計	指摘 1	赤字決算について
		指摘 2	外部監査への協力体制について
		指摘 3	使用料収入の見直し
		意見 1	歳入状況・財源充当表 Excel データについて
		意見 2	人員配置について
		意見 3	事業の成果指標が設定されていない
7	中城湾港マリン・タウン特別会計	指摘 1	使用料収入の見直し
		指摘 2	外部監査への協力体制について
		意見 1	指定管理者からの実績報告書について
		意見 2	人員配置について
		意見 3	事業の成果指標が設定されていない
8	所有者不明土地管理特別会計	指摘 1	滞留債権の管理について
		指摘 2	法的措置の検討について

		指摘 3	無断で占有されている土地について
9	母子父子寡婦福祉 資金特別会計	意見 1	債権の回収管理について
10	林業・木材産業改善 資金特別会計	指摘 1	事業の必要性の検討及び事務作業の効率化について
		意見 1	違約金の調定時期について
		意見 2	事業の成果指標が設定されていない
		意見 3	債権の回収管理について
11	沿岸漁業改善資金 特別会計	意見 1	事業の成果指標が設定されていない
		意見 2	適切な事業規模及び事業の必要性について
		意見 3	違約金の調定時期について
		指摘 1	財産調査を実施していない
		指摘 2	少額返済者に対する延滞債権の回収方針が、不明確又は不適切
		指摘 3	返済の無い延滞債権の回収方針が、不明確又は不適切
		意見 4	貸付時入手資料の整理・保管が不十分
12	産業振興基金特別 会計	意見 1	事業全体の成果指標が設定されていない
		意見 2	成果の公表内容に改善の余地がある
		指摘 1	県出資法人への補助率が適切でない
13	中小企業振興資金 特別会計	意見 1	事業全体の成果指標について改善の余地がある
		意見 2	新規貸付の目標金額について
		意見 3	損料率の設定について
		意見 4	歳入の繰越金について
		意見 5	県が本来支援すべき貸与先及び規程等による貸与先の明確化について
14	中城湾港（泡瀬地 区）臨海部土地造成 事業特別会計	意見 1	事業実施のスケジュールについて
		意見 2	適切な人員配置及び内部統制の整備運用について
15	下地島空港特別会 計	指摘 1	費用対効果を考慮した事業目標及び中期事業計画の設定について
		意見 1	PFOS を含む泡消火剤について
16	農業改良資金特別 会計	指摘 1	貸付金の完済までの期間及び連帯保証人への請求について

		意見 1	違約金の調定時期について
17	小規模企業者等設備導入資金特別会計	意見 1	適切な事業規模及び事業の必要性について
		意見 2	歳入の繰越金について
		意見 3	貸付金の回収管理について
18	公債管理特別会計	意見 1	繰上償還のルール整備
19	国民健康保険事業特別会計	意見 1	財政の安定的な運営に向けて